意見書案第 5 号

環太平洋パートナーシップ協定の交渉状況に関する情報開示を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。 平成27年6月30日

福 岡 市 議 会 議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

中島 まさひろ 橋 田 和 義 阿 部 真之助 打 越 基 安 飯盛利康 正信 楠 山口剛司 とみなが 正博 あや子 森 三 角 公仁隆 中山郁美 倉 元 達 朗 田中 しんすけ 落 石 俊 則 田 中 丈太郎

環太平洋パートナーシップ協定の交渉状況に関する情報開示を求める意見書

現在,環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP協定」という。)の交渉が山場を迎えています。同協定の発効は、国民生活及び国民経済に多大な影響を与えることから、平成25年4月,衆参両院の農林水産委員会において、交渉参加に当たっては、「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること」との決議がなされております。

しかし、現時点でも、我が国においては、国会議員であってもTPP協定の条文案の閲覧が認められていないなど、十分な情報開示がなされているとは言えません。交渉参加国である米国においては、条件付きで連邦議会の議員に対し条文案の開示を行っているとともに、重大な影響を受ける団体関係者等へも交渉内容に関する文書の開示を行っています。このように、交渉参加国間で情報開示の程度に差があることは、妥結に向けた交渉に支障を来す可能性があります。

よって,福岡市議会は,政府が,TPP協定について,幅広い国民的議論を可能とするため, 次の措置を講ぜられるよう強く要請します。

- 1 政府は、衆参両院の農林水産委員会決議にのっとり、TPP協定の交渉状況と妥結後の影響及びその対策について、国民への十分な情報開示に努めること。
- 2 政府は、重大な影響を受ける団体関係者や地方議会などから求めがあった場合には、交渉中のTPP協定の条文案など、関連文書の開示に努め、その意見を交渉過程に確実に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

内閣総理大臣, 外務大臣, 農林水産大臣, 経済産業大臣, 内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 宛て

議 長 名